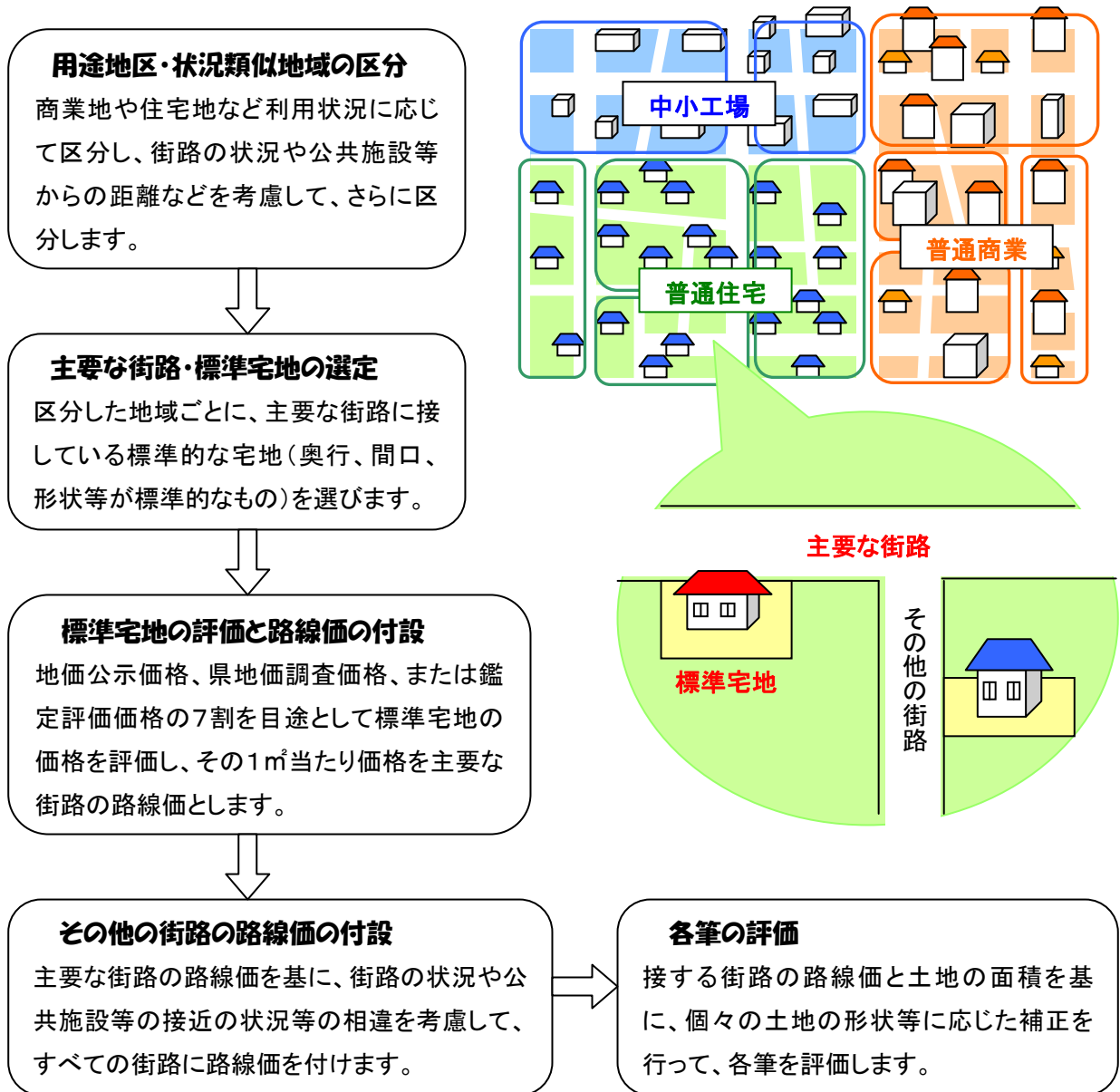


宅地の評価のしくみ

◆市街地など（市街地宅地評価法の場合）

主として市街地的形態を形成している地域では、次のように宅地を評価します。



◆その他の地域（その他の宅地評価法の場合）

主として市街地的形態を形成するに至らない地域では、状況の類似する地区ごとに標準宅地を選定し、その標準宅地の価格（地価公示価格等の7割を目途）に比準して、各筆を評価します。